

(案)

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があること等に鑑み、産前産後期間に係る欠席の届出の規定について、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

新旧対照表

○神奈川県議会会議規則

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。</p>